

子安小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 2 月 1 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめ防止等に向けた基本理念

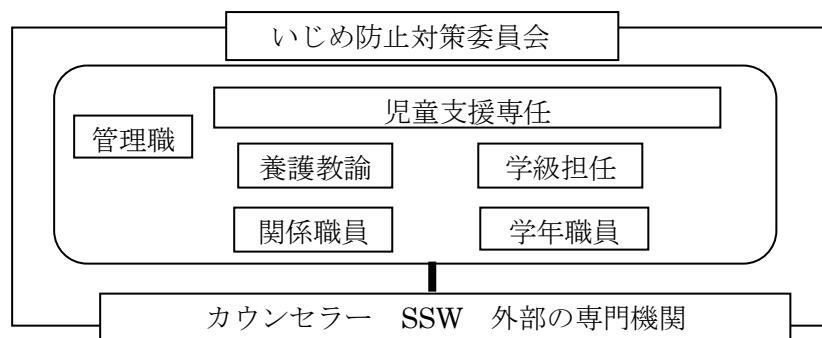
子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校は、地域・保護者と緊密に連携して子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

「子安小学校いじめ防止対策委員会」の設置

子安小学校は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・児童指導委員長・養護教諭・人権教育推進担当者・当該学年職員により構成される「子安小学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置する。必要に応じて外部専門家と連携を図る。



(2) 委員会の運営

いじめが疑われる情報が入ったときには、直ちに児童支援専任が中核となり、当該担任や学年、管理職と連携を図りながら「学校いじめ防止対策委員会」を開き、対応を行う。当該担任は、当該事案の具体的な内容について本校書式の記録に記載し、保管を行う。

また、いじめ認知報告書をもとに、過去の事案のその後の進捗状況を確認するために、月に 1 度主任会を「いじめ防止対策委員会」に充てる。その際には、会議録を作成し、保管を行う。

※ 主任会は毎週開催しているが、月に 1 度を学校いじめ防止対策委員会とする。

(3) 委員会の活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置（窓口：児童支援専任）
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制についての方針決定
- ・保護者への連絡・報告・連携などの方針を決定

（４） 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（１） いじめの未然防止

① 学校風土づくり

- ・新年度職員研修において、学校経営方針、児童指導方針（「子安小学習・生活のきまり」）を全職員で共通理解する。
- ・「挨拶の励行」「身の回りの整頓」「掃除の徹底」「時間厳守」を指導する。
- ・「子安小学校のきまり」を守るよう指導する。
- ・教職員の資質向上のための研修会を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、リーフレット等の資料を活用した啓発活動を実施することにより、いじめを未然に防止する。

② 授業改善

- ・校内重点研究を通して、各教科における言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成に努める。
- ・すべての教員が、校内外を含めて年一回以上公開授業を行い、指導力の向上を目指す。
- ・子どもとともに学習計画を立て、子ども自身が学習や活動の見通しをもてるようにする。
- ・子どもにとって学びやすくわかりやすい学習環境となるように、学習の場を整備する。
- ・計画的な発問や指示、板書をし、子どもにわかりやすい授業展開に努める。
- ・取り出し指導やT・Tによる指導など特別支援教育の充実を図る。

③ 適切な人間関係の確立

- ・子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、情報モラル教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・4月に、個別級の児童に対する理解を深める取組を行う。
- ・人権集会・学年集会などの活動を通して、他者受容の意識を高める。

④ 自己有用感の醸成

- ・各学年における実行委員、学級における授業や係・当番活動、高学年における委員会・クラブ活動などあらゆる教育活動で努力の方向性を示し、授業や朝の会、全校朝会等においてその成果を積極的に称える。
- ・ペア学年（1・6年、2・4年、3・5年）での活動を多く取り入れる。具体的には、高学年の児童には、下級生の世話をする・下級生から信頼される体験を、低学年の児童には、安心感や帰属意識をもつことができるような体験を取り入れる。

（2） いじめの早期発見

- ・日々子どもをよく観察し、気になる子どもの言動についてはすぐに指導するとともに、内容によっては学年に相談し、チームで取り組む。
- ・学年研究会において、気になる子どもの言動について報告し合い、内容によっては児童支援専任・管理職に相談し、チームで取り組む。
- ・月末に「児童状況調査」に記入し、「児童情報交換会」で気になる子どもの言動について報告する。内容によっては、いじめ防止対策委員会を開き、チームで取り組む。
- ・年間3回のいじめアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンを含む）を実施し、実態の把握、早期発見に努める。
- ・保護者・地域、ガーディアンズ、放課後キッズクラブなどの学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- ・子ども及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制として、管理職、児童支援専任、養護教諭などの学校職員あるいは学校カウンセラーがいることを周知し、その活用を促すようにする。
- ・ネットパトロールを実施していじめの早期発見・早期対応に努める。

（3） いじめに対する措置

- ・いじめが疑われる情報が入ったときは、一人では対応せず、早急に児童支援専任に相談する。ただちにいじめ対策委員会を開き、事案の解決に向けて方針・役割などを決める。
- ・被害児童から話を聞き、気持ちを受け止めるとともに、できるだけ詳細な事実を把握する。被害者救済を第一とし、子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを知らせてきた子どもがいる場合には、その子どもの安全を確保する。
- ・目撃児童から話を聞き、事実確認をする。
- ・加害児童から話を聞き、事実確認をする。
- ・被害児童及び保護者の意向を確認しながら支援を行う。また、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。事案によっては、学校カウンセラーに相談する。
- ・いじめの事実を確認した際には、学校は区児童支援専任会を通して教育委員会に報告・相談する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認められるときには、所轄警察と連携する。
- ・全職員で情報を共有し、再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援する。
- ・事案によっては、保護者・地域にも協力を依頼し、再発防止に向けて取り組む。

(4) いじめに対する解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが発生した場合には、「いじめ防止対策委員会」にて対応を協議し、対応を行う。その後、当該事案の進捗状況を、月に1度の「いじめ防止対策委員会」にて確認。いじめ発生3か月が過ぎてから、当該被害児童（またはその保護者）といじめの状況が続いていないかを確認し、解消と判断する。

(5) 教職員等への研修

いじめ防止対策推進法についての理解やいじめに対する組織的な対応、いじめ解消の条件については、職員会議等を利用し児童支援専任が適宜発信を行い、全職員が共通を図れるようにする。

年度当初には、具体的な事例をもとに職員研修を行い、いじめ解決に向けて実践力を高めるようにする。

(6) 学校運営協議会等の活用

年度当初の学校づくり懇話会を利用し、学校が抱える課題について発信を行い、年度末の学校づくり懇話会において、課題に対しての取組成果を発表するようにする。

(7) 年間の取組

月	活動内容について	
4		新年度職員研修（学校経営方針・児童指導方針の共通理解）、地域理解、児童情報交換 月1回いじめ防止対策委員会を実施
5	生活にかかわるアンケート	児童情報交換
6		児童情報交換
7	個人面談	地域パトロール
8		特別支援教育研修、地域パトロール いじめ防止研修
9	生活にかかわるアンケート	児童情報交換
10	学校を開く週間	児童情報交換
11		児童情報交換
12	人権集会 いじめ解決一斉キャンペーン 個人面談	児童情報交換
1		児童情報交換
2		児童情報交換、幼保小による情報交換
3		児童情報交換、小中学校による情報交換

※ネットパトロールは適宜実施

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。」